

独立行政法人都市再生機構(UR)と締結した「水害時における共用部分の一時的な使用に関する基本協定」により共用部分が使用できる団地一覧

共用部分とは各集合住宅の廊下や階段やエレベーターホールなどです。

平成24年9月12日現在

名称	所在地
東四ツ木二丁目第二	東四つ木2-4-3
青戸第四	青戸4-25・26
金町五丁目	金町5-3・4・22
青戸第五	青戸3-9-1
エステート東新小岩	東新小岩2-9・10・13
すまいる亀有	亀有1-10
青戸第一	青戸3-13~17・19
アーバンライフ東新小岩	東新小岩3-8
アクシス東四つ木	東四つ木2-21・22・27
金町第一	東金町2-12・14・23~25
青戸第二	青戸4-26~28